

# 災害派遣における保険の適用範囲について

## 1. 医療行為について（病院賠償責任保険…加入済）

災害の派遣場所により、病院賠償責任保険の適応が異なります。

- ① **災害地へ派遣**される場合 → **派遣元**が加入している病院賠償責任保険で対応。
- ② 災害地の**病院へ派遣**される場合 → **派遣先**が加入している病院賠償責任保険で対応。

該当施設が、病院賠償責任保険に加入していることを確認する必要があります。

別に個人責任をカバーするには、各種包括契約（勤務医賠・看護職賠・医療従事者賠）への加入が必要となります。

## 2. 自身の被災（ケガ等）について

- ① **基本的には、公務災害**の対象となります。（病院等の職務命令で派遣されることが必須）
- ② **自身の怪我等**の補完（傷害総合保険）として、「国内旅行傷害保険」への加入が可能。任意で加入が可能です。いつでも申し込みができ保険期間終了後に一括精算する契約なので、急遽派遣が決まった場合でも対応が可能です。

お問合せ ▶ (株)自治体病院共済会

電話によるお問い合わせは (保険部)

 03-3263-3397